

標準倉庫寄託約款案（甲）について

1. 背景

倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 8 条第 1 項では、倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならないとされている。ただし、同条第 3 項において、倉庫業者が、国土交通大臣が定める標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定めたときは、その倉庫寄託約款については、当該届出をしたものとみなすこととしている。

倉庫業界においては、標準倉庫寄託約款（昭和 34 年 12 月 14 日港倉第 181 号）が業界の取引の標準として定着しており、寄託者等との間で紛争を防止する機能を果たしてきている。

今般、当該標準倉庫寄託約款が実質的な改正が行われないうまま、制定から 60 年以上が経過し、実態に即していない規定や新たに生じた課題に対応していない規定が存在しており、寄託者等との間で紛争の原因になっている。

これらを踏まえ、標準倉庫寄託約款（甲）の内容の一部を改正したうえで、本通達の重要性を鑑みて、告示として新規に制定する。

2. 概要

（1）近年の業務実態等に即した改正（倉庫約款（甲）第 2 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条等、第 17 条等、第 23 条、第 30 条、第 45 条、第 47 条、第 49 条関係）

近年の倉庫業界における、システム化した倉庫管理等の、本約款制定時とは異なる業務実態等に即し、意思表示手段としての F A X ・電子データの明記や、システム障害時の一部業務拒否規定、在庫証明書についての規定、賠償額の限度に関する規定の追加等を行う。

（2）民法の改正に対応した改正（倉庫約款（甲）第 12 条及び第 21 条（新設）関係）

令和 2 年施行の民法改正により、寄託契約が要物契約から諾成契約に変更された（民法第 657 条）が、倉庫業界の実態を踏まえ、寄託物の引き渡しにより契約が成立することを明確化させる。そのうえで、諾成契約の取引形態である面積建保管は別途規定を設け、特約できることとする。

（3）物流改正法に対応した改正（倉庫約款（甲）第 4 条（新設）関係）

令和 7 年施行の物流改正法をうけ、倉庫業者の附帯業務を明確化するほか、荷役・荷待ち時間の増大に繋がる緊急の入出庫オーダーには、別途料金を請求できることとする。

（4）規定の拡充・明確化（倉庫約款（甲）第 7 条（新設）、第 14 条、第 16 条、第

36 条、第 48 条、第 53 条関係)

受寄物の内容不検査、損害受寄物に関する権利の取得、寄託者等の期限の利益の喪失等、既存の規定で曖昧、不十分であった規定の拡充、明確化を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 10 月

施行：令和 8 年 4 月 1 日